

広島県告示第二百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県宮鞆町鍛冶駐車場の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名称及び 代表者氏名	委託した年月日 (委託期間)
公益社団法人福山観光コンベンション協会 会長 林 克士	主たる事務所の 所在地 福山市西町二丁目一〇番一号	平成三十一年三月二二日 (平成三十一年四月一日) 平成三十六年三月三一日